

令和2年第9回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年8月25日(火)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時35分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	欠席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	欠席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	主幹 市川 徹 主査 大河原 喜浩 大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第27号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第4	議案第28号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第5	専決処分の報告について
その他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は5番、6番にお願いします。

議 長

日程第2 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第2 議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

24日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇〇〇から県道笠幡狭山線を川越方面に約600m進んだ先に位置します。現地は、草が刈られている状態でした。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和2年7月に除外認可を受けています。譲受人は、日高市を拠点に埼玉県内、東京都区域を中心にエクステリア業を営む事業者です。現在、〇〇地内で土地を借りて、資材置場及び駐車場を設置していますが、この土地を年内に返却しなければならないとのことから、新規に資材置場及び駐車場を設置するため、申請に至っています。

申請場所については、自宅から距離も近く近隣に住宅もないため、置場等にするには最適であることを選定理由としています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

21日に現地を確認してきました。申請地は、高麗川地区から高萩地区を結ぶ都市計画道路を高萩方面に向かい、〇〇〇〇の北東に位置します。現地は、全て保全管理されている状態でした。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和2年7月に除外認可を受けています。譲受人は、〇〇市に本社を置き、工事用の〇〇〇、〇〇〇等の建設機械の製造、販売及びレンタルを行う事業者です。

現在、製造した建設用機械等は工場内と屋外の置場で保管等している状況ですが、事業内容において、建設用機械の需要が増加している関係で、既存の保管場所に不足が生じています。この需要の増加理由については、国内での自然災害等による復旧現場の増加によるものと聞いています。この置場不足の状況を解消するため、既存工場の隣接地を拡張し、製品の保管場所となる倉庫及び置場を新規に設置するものです。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

3番

譲受人は、2、3年前にも敷地を拡張していますが、その時、拡張した場所の利用状況は、どのような状態ですか。

事務局

譲受人は、3年前に〇〇〇等の置場が不足しているという理由から、置場と安全性の確保を目的に約1.5haの敷地を拡張しています。現在、目的のとおり利用しています。

2番

申請地に囲われている宅地は、そのままですか。

事務局

宅地についても、今回の一体計画地となっています。

議長

他に質疑がありましたお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第27号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長

日程第3議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。

3番

はじめに申請地No.1は、県道日高川島線沿いの〇〇〇〇から坂戸方面に250m程進んだ先の南側に位置します。現地は、草が1m程生えていました。続いて、申請地No.2は、県道日高川島線沿いの〇〇〇〇を基準に県道飯能寄居線方面に進み、南平沢交差点から西に200m程進んだ先に位置します。現地は、草が20cm程生えていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

借受人は平成〇年度に就農した農家で構成されている農地所有適格法人です。秩父市ではぶどうを栽培し、〇〇市内の直売所で販売しており、市内では、ねぎを栽培しています。申請地ではねぎを栽培し、〇〇市にあるJA全農埼玉食材受託センターと近隣のスーパーへ出荷する計画です。各申請地は、

議 長	<p>現在の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。</p> <p>只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議 長 事 務 局 議 長	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件について、はじめに3番、申請地のNo.1、No.2の状況について説明をお願いします。</p>
3 番	<p>申請地No.1の南平沢994番1及び1204番は、ひだかアリーナの東側に位置します。南平沢1223番、1758番及び1761番1は、ひだかアリーナから北に約200m離れた先に位置します。いずれもお茶が栽培されていました。続いて、申請地No.2の南平沢1235番1は、県道日高川島線沿いの〇〇〇〇から南に60m程進んだ先に位置します。南平沢908番は同じく〇〇〇〇の西向いに位置します。南平沢159番は、県道飯能寄居線沿いの〇〇〇〇の西側に位置します。こちらについても、全てお茶が栽培されていました。</p>
議 長 2 番	<p>続いて、2番、申請地のNo.3の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に4番推進委員と現地を確認してきました。申請地の高萩2169番1及び2169番9は、日高団地の一番南側にある日高台自治会館の東側に位置します。高萩2089番2及び2089番4は、下高萩地内の〇〇〇〇の北にある北不動橋から川沿いの道を東へ150m程進んだ先に位置します。いずれもお茶が栽培されていました。</p>
議 長 6 番	<p>続いて、6番、申請地のNo.4、No.5、No.6の状況について説明をお願いします。</p> <p>22日に5番推進委員と現地を確認してきました。申請地No.4は、県道川越日高線の高麗川団地入口の交差点を南に2km程進んだ先にある、〇〇〇〇の南西に位置します。現地は、きれいに整地されていました。続いて、申請地No.5は、先程、説明に出てきた、〇〇〇〇のある交差点を東に1km程進んだ先に位置します。現地は、お茶が栽培されていました。続いて、申請地No.6は、申請地No.5の場所から、さらに東に進み、上之條公会堂のある交差点を南に1km程進んだ先に位置します。現地は、お茶が栽培されていました。</p>
議 長	<p>続いて、事務局より申請地のNo.7及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>

事務局

申請地は、高麗川地区から高萩地区を結ぶ都市計画道路沿いの〇〇〇〇のある交差点を北に100m程進んだ先に位置します。現地は、お茶が栽培されていました。

借受人は、市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は150日、主にお茶を栽培する農業者で、〇〇〇〇という店舗を営んでいます。申請地については、以前から借受人が営んでおり、今回、適正に権利設定を行うため、申請に及んでいます。

議長

只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

8番

営んでいたということで、更新手続きにならないのですか。

事務局

現状では、借受人が営んでいます。農用地利用集積計画上では、初めての申請となるので、新規の扱いとなります。

議長

他に質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

日程第4 議案第28号 農業振興地域整備計画の変更について

日程第4 議案第28号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

〈資料に基づき説明〉

議長

事案番号13番に入ります前に、議事参与の制限により、5番は退室をお願いします。

事務局より説明を再開してください。

事務局

〈資料に基づき説明〉

議長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本件については案件が多数あるため、後程、資料を再確認していただきたいと思います。確認後、意見及び異議がある場合は、8月28日までに事務局へ連絡してください。

5番は入室してください。

議長

日程第5 専決処分の報告について

日程第5 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑があり

委員
議長

ましたらお願いします。

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。